

厚生労働省は16日、厚生科学審議会疾病対策部会の難病対策委員会に「難病患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本方針」の骨子案を示した。1月に施行された難病医療法に基づき初めて策定されるもので、難病患者のニーズに合った福祉サービスを提供することなどを求めている。

骨子案は、①基本的な方向②医療費助成制度③医療提供体制の確保④人材養成⑤調査・研究⑥医薬品、医療機器、再生医療等製品の

研究開発の療養生活の環境整備⑧ して障害者総合支援法のサービス医療、福祉サービス、就労、その他の関連施策⑨その他重要事項 —に整理。基本方針を5年ごと定調査ができるマニュアルを整備

難病医療法

福祉との連携盛る

厚生省、基本方針の骨子案

に見直すことや、身近な医療機関で適切な医療が受けられるようにすることなどを盛り込んでいる。求められている。

福祉との関連では、国の役割と 国・地方公共団体の役割では、

サービス提供者に難病に関する正しい知識を普及することや、たんの吸引などができるヘルパーを養成すること、福祉サービスの提供者や指導者を育成することなどを盛り込んでいる。

また、サービス提供者の役割としては、患者のニーズに合ったサービスの提供に努めることを求めている。

厚生省は7月上旬にも基本方針の原案をまとめ、8月下旬に決定する見通しだ。